

# 交通安全情報

秋の全国交通安全運動  
9/21～30

令和3年9月21日

【編集・発行】

稚内市生活福祉部  
生活衛生課市民生活G  
☎(0162)23-6413

## 「秋の全国交通安全運動」始まる！

実施期間：令和3年9月21日(火)～30日(木)

### 子どもと高齢者を始めとする 歩行者の安全の確保

#### 歩行者も交通ルールを守ろう！

歩行者が横断中の交通事故が多発しています。交差点では、信号を守るとともに、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。



### 夕暮れ時と夜間の事故防止と 歩行者等の保護など安全運転意識の向上

#### 夕暮れ時は早めライト点灯

秋になると、日没時間が早まり夕暮れ時や夜間の交通事故が多発する傾向にあります。反射材を活用するとともに、自動車や自転車の早めのライト点灯を心がけましょう。



#### 横断歩道は歩行者優先

横断歩道は歩行者優先で、運転者には横断歩道手前での減速義務や停止義務があります。歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちをもって運転しましょう。

### 自転車の安全確保と 交通ルール遵守の徹底

自転車にも交通ルールがあります  
～自転車安全利用五則を守りましょう～

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行する
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行する
- ④安全ルールを守る
- ⑤子どもはヘルメットを着用する



### 飲酒運転等の 悪質・危険な運転の根絶

「飲酒運転を絶対にしない、させない」、  
「あおり運転」はやめましょう

飲酒運転やあおり運転(妨害運転)は、極めて悪質・危険な行為です。「飲酒運転を絶対にしない、させない、」という強い気持ちを持つとともに、運転する時は、「思いやり、ゆずり合い」の気持ちを持った運転を心掛けましょう。



9月30日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

稚内市は、交通事故死ゼロ **912日** 継続中です。(9/20 現在)